

(申)

遺産分割調停について

遺産分割調停の主な内容について以下に記載しましたが、わからない点は担当書記官までお問い合わせください。調停に必要な書類の提出をお願いしたり、事案によっては、家庭裁判所調査官が個別にお話しを伺うことがありますのでご協力願います。

1 遺産分割調停とは

相続が開始し、相続人が数人いる場合は、相続財産は相続人全員の共有になりますが、この共有状態のまま放っておくと、いろいろな不都合が起きますので、これを分割して相続人一人一人のものにする必要があります。みなさんの間でこの話し合いができない場合には、相続人は誰でも、遺産分割の調停を申し立てることができます。調停とは一人の裁判官と民間から選任される二人以上の調停委員からなる調停委員会が、みなさんの言い分を聞き、事情を調べた上で、話し合いによる適切な解決ができるように助言やあっせんを行うものです。

2 審判とは

調停で話し合いがつかない場合には、原則として審判に移ります。審判とは、裁判所がみなさんから提出された資料や事実を調査した結果に基づいて判断する裁判手続です。最初から審判の申立てをすることもできますが、話し合いによる解決を優先させることが適当と考えられる場合が多いので、先に調停を進めるのが一般的です。

3 調停・審判を円滑に進めるために

- ① 裁判所では相続人間に感情的な対立があればある程度調整しますが、それは遺産分割を円滑に進めるための補助的なもので、調停の主眼は遺産をどのように分けるかという点にあることをご理解ください。遺産分割を円滑に行うためには、家庭裁判所が遺産の内容などにつき事実を把握する必要があります。そのための資料は、まずみなさんに収集していただくこととなりますのでご協力をお願いします。
- ② 遺産分割とは、現に存在している遺産を分けるための手続です。被相続人の生前に存在していたが現在では存在しないもの、被相続人に帰属するかどうか分からないものなどは分けようがありませんのでご理解ください。
- ③ 相続人の取得分を「相続分」と言います。原則として、法律で定められている一定の割合によって分割することになりますが、相続人全員が合意すれば、これとは異なる割合で分割することもできます。

4 特別受益とは

相続人の中に被相続人から遺贈や多額の生前贈与を受けた人がいる場合、相続分の前渡しを受けたものとして、その人だけ相続分を減らして算定することがあります。この主張をする人は自己の主張を裏付ける資料を裁判所に提出してください。何らの資料も提出しない場合には、その主張は取り上げられないことがありますのでご理解ください。

5 寄与分とは

相続人の中に、被相続人の財産の維持又は増加に特別の貢献をした人がいる場合、その貢献の度合いに応じてその人の相続分を増やして、相続分を算定する場合があります。寄与分が認められる場合には、親族間において通常期待される程度を超えた貢献が必要です。単に、他の相続人と比較して貢献の度合いが大きいというだけでは寄与分になりません。寄与分を主張する人は、その主張を裏付ける資料を家庭裁判所に提出してください。何らの資料も提出しない場合には、その主張は取り上げられないことがありますのでご理解ください。